

療養通所マザー デイサービスにじ 運営規程
(指定地域密着型療養通所介護事業)

(事業の目的)

- 第1条 株式会社マザー湘南（以下「事業者」という。）が開設する「療養通所マザー デイサービスにじ（以下「事業所」という）」が行う、介護保険法に基づく指定地域密着型療養通所介護（以下「事業」という。）が、児童福祉法に基づく指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスと障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定生活介護と一体的に適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、要介護認定を受けた被保険者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型療養通所介護を提供することを目的とする。
- 2 この事業は、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者（以下「要介護者等」という）、医療ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者（以下「障害者等」という）、常時看護師等による観察が必要な者を対象とし、計画に基づきサービスを提供するものである。
- 3 この事業は、その要介護者等や障害者等が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消と利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、要介護者等及び障害者等の利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを捉え、個別に地域密着型療養通所介護計画（以下「計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して、適切かつ効果的にサービスを提供する
- 2 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について理解しやすいよう説明する。
- 3 事業所は、利用者の主治医、介護及び福祉サービスを提供する者、関連施設その他の保健医療サービスを提供する者との綿密な連携に努める。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。
- 5 事業所はその運営にあたって地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 6 事業の実施にあたっては、前5項の他、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 療養通所マザー デイサービスにじ
- 2 所在地 茅ヶ崎市柳島1丁目9-8

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び、職務内容は次のとおりとする。尚、職員の員数は一体的な配置とし、別表1のとおりとする。

1 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 看護職員

看護職員は、健康チェック等を行い、利用者の健康上必要なケアを的確に把握し、提供するとともに、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイス等を行う。

3 介護職員

介護職員は、看護職員と協力し、利用者の身の回りの世話にあたる。

4 事務職員

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び休日、別途事業所が定める日、12月29日から1月3日まで、職員全体研修日等を除く。

- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、災害等の緊急事態が発生した場合、社会情勢上または自然災害等を含め事業所が縮小の必要性を判断した場合等は、この限りではない。

- 3 サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。ただし、当該事業において、看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態である事を確認するとともに、事業所から居宅に戻った時にも状態の安定などを確認する事が重要である。従って、介護報酬請求にあたっては利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届け、利用者の安定等を確認するまでを含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間を合わせてサービス提供時間とする。

(利用定員)

第6条 事業所の指定地域密着型療養通所介護の定員は、次のとおりとする。

- 1 事業所全体の利用定員は9名とし、そのうち事業所が定める定員内において、障害福祉サービス事業の定員は7名までとする。
- 2 事業所は、前項の定員を超えてサービス提供を行わないものとする。ただし、災害・虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(主たる対象者)

第7条 難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者、医療ケアの必要な重症心身障害児及び重症心身障害者、常時看護師等による観察が必要な者

(指定地域密着型療養通所介護の内容及び計画の作成等)

第8条 この事業所が提供する指定地域密着型療養通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、利用者に対し、日常生活上の援助、健康状態の確認、機能維持・改善のための機能訓練、送迎サービス、入浴サービス、食事サービス、相談・助言等に関すること、計画書の作成、その他利用者が適切なサービスを利用できるための便宜の提供を行う。
 - (2) 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その利用の開始に際し、当該事業所の運営規程の概要や従業員の勤務体制、緊急時の対応等わかりやすく説明し、当該事業所からサービス提供を受けることに書面で同意を得る。
 - (3) 事業所は、サービス提供にあたり、利用者の家族・地域住民の代表者・地域包括支援センターの職員・地域密着型療養通所について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上運営推進会議に対し活動状況を報告する。また運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。
 - (4) 事業所は、運営推進会議の報告、評価、助言などについての記録を作成し、当該記録を公表するものとする。
- 2 この事業所が作成する計画は次のとおりとする。
 - (1) 事業所の管理者を含む看護職員等は、利用者ごとに心身の状況、置かれている環境や希望並びに介護状況などを踏まえ、居宅サービス計画の内容と整合性を図り、計画を作成するものとする。
 - (2) 計画は、訪問看護計画が作成されている場合は、その訪問看護計画の内容と整合性を図り、必要に応じ変更するものとする。
 - (3) 計画を作成した際、利用者に対し、当該計画について説明し交付する。
 - 3 当事業は、常時看護師等による観察を要する利用者を対象としていることから、利用者が引き続きサービスを利用することが適切かどうか、主治医を含めたサービス担当者会議において適宜検討することが重要になるため、サービスの利用を通して得た情報を居宅介護支援事業者に提供し、及びその他保健医療サービス又は福祉サービスと連携に強

める。

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 事業所は、指定地域密着型療養通所介護サービスを提供した際は、利用者から、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。法定代理受領サービスに該当する場合は、負担割合に応じた額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、事業所において提供される便宜を要する費用のうち、その他の費用として別紙2のとおり、利用者から受けることができる。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

茅ヶ崎市全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービス利用にあたって、利用者の留意事項は次のとおりとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合、特に感染性の高い疾患と判明した場合は医師の助言を順守し他の利用者への感染予防に留意する。
- (2) 管理者および従事者による安全管理上の指示に従う。
- (3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品など、管理者や従業者が必要と認めたものは持参する。
- (4) 緊急時などの連絡先は必ず申し出る。
- (5) 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行う。
- (6) サービスを利用するにあたって、利用者及び利用者家族は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、職員やその他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応)

第12条 事業所の従業者は、サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医並びに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者の病状の急変等に備えるため、事前に家族・主治医とともに、個別に具体的な対応策を検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう利用者ごとに定めておくこととする。また緊急時対応医療機関を定めておくものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、

消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

3 事業者は、地域において避難、防災訓練などが実施される時は参加する

(苦情解決)

第14条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するとともに、事実関係調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための指針を整備

(2) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知

(身体拘束等の禁止に関する事項)

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(意思決定支援の推進に関する事項)

第17条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

2 事業所は、サービス担当者会議等について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き利用者の参加を原則とし、会議において、その意向等を確認することとする。

(感染症対策に関する事項及び衛生管理)

第18条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な改正及びその結果についての従業者への周知を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- 4 従業者に対する感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 5 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的管理に努め、衛生上の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる非常時の体制を構築するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(安全計画の策定に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、利用者に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、利用者の安全の確保に関して、その家族との連携を図れるよう、その家族に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。
- 4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第21条 事業所は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、安全・サービス提供管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 事業所は、概ね6か月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成する。

3 事業所は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じるものとする。

（個人情報の取り扱い）

第22条 事業所は、利用者に安全・安心な医療・看護・介護を提供するため、保険請求事務および利用者に関わる管理運営業務のために、利用者個人の情報を利用する。

2 前項を除き、次の場合について、説明を受けたうえで同意しがたいものがあれば、申し出て頂き、情報の訂正や利用の停止をする。

（1） 他の医療機関、薬局、介護サービス事業者、他の訪問看護ステーション、行政、施設等との連携が必要な場合やサービス提供上必要な照会に対し回答をする場合

（2） 利用者の医療・看護・介護の提供にあたり、外部の専門家の意見・助言を求める場合

（3） 介護保険サービス、障害福祉サービス等の利用する上で連携が必要な事業者

（4） 家族への説明

（5） 医療・介護保険事務のうち審査支払機関又は保険者へのレセプト（費用請求）の提出や審査支払機関又は保険者からの照会への回答。保険事務委託をした場合の委託先

（6） 労働者災害補償保険、自動車賠償責任保険、生命保険、損害保険等の機関・会社からの電話・面談・調査等の照会への回答

（7） 医師・看護師賠償責任保険などに関わる医療・介護に関する専門の団体・保険会社等の相談又は届出等

（8） 第三者機関への医療・看護・介護の質の向上、安全確保、事故対応・未然防止の報告

（9） 利用者の医療・看護・介護提供以外の目的として、医療・看護・介護サービス業務維持改善の為に基礎資料作りや医師・看護師・介護福祉士・ヘルパー・作業療法士・理学療法士・医学生・看護学生等の実習（研修）への協力や実務研修・実地教育。症例検討や研究、経過や予後の調査、満足度調査や業務改善の為にアンケート調査

（10） 外部監査機関への情報提供や居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）・照会への回答

（11） 学会や専門誌等への発表に関しては、氏名・生年月日・住所等を消去する事で匿名化をする。ただし匿名化が困難な場合は本人の同意を得る。

（損害賠償）

第23条 事業所は、利用者に対する療養通所介護の提供により事故が発生した場合には、

速やかに保険者である市町村、茅ヶ崎市、利用者家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、所定の書式で報告することとする。

- 2 サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には、当該事業所が加入する損害賠償保険の範囲の中で速やかに賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 事業所は、従業員の資質向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておく。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 6 事業所は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社マザー湘南と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する

この規程は、平成28年 4月1日から施行する

この規程は、平成29年 4月1日から施行する

この規程は、平成31年 2月1日から施行する

この規程は、令和3年 4月1日から施行する

この規定は、令和6年 4月1日から施行する

この規定は、令和7年 2月1日から施行する

別表 1（第 4 条関係）

職 種	常 勤	非常勤
管理者	1	
看護職員	1 以上	1 以上
介護職員	1 以上	2 以上

常勤換算 6 名以上配置

別表 2（第 9 条関係）

サービス	費 用
食事代	実費相当
日用品費	実費相当